（児童福祉法施行令の一部改正）

第六条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）」を「、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）」に改める。

第三十五条中「及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」を「、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第七条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法に係る特例）

第九条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第三十四条の規定の適用については、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。」とする。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第八条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法に係る特例）

3　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。」とする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第九条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十一号から第百五十八号まで」を「第四十二号から第百五十九号まで」に改め、第百五十八号を第百五十九号とし、第四十一号から第百五十七号までを一号ずつ繰り下げ、第四十号の次に次の一号を加える。

四十一　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十三条に規定する交付金

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第十条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の六第十四項第五号中「場合」の下に「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する場合」を加える。

第二十七条の七第十二項第五号及び第三十九条の四十二第十四項第五号中「場合」の下に「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する場合」を加える。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第十一条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の見出し中「平成二十二年度等」を「平成二十二年度」に改め、同条中「平成二十二年四月一日から平成二十三年九月三十日まで」を「平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、「児童手当法第七条」の下に「の規定による認定」を加え、「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第六条」を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第六条の規定による認定（同条第二項の規定による認定については、同項第二号に掲げる里親に係るものに限る。）」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第十二条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）」を「、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法に係る特例）

3　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の規定が適用される場合における第八条、第十一条及び第十二条の規定の適用については、第八条第六項中「児童手当法（」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法（」と、第十一条第六項及び第十二条第三項中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法に係る特例）

3　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される第三条の規定の適用については、同条第二号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。」とする。